

公益社団法人佐賀県農業公社特定鉱害復旧事業等業務規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐賀県農業公社（以下「公社」という。）が、定款第4条の規定に基づき行う事業に関する事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において「特定鉱害復旧事業」とは、石炭鉱業による地表から深さ50メートル以内の採掘跡又は坑道跡の崩壊に起因する鉱害（以下「浅所陥没等」という。）の復旧の事業をいう。その対象は、農地、農業用施設、家屋等及び公共施設とする。

2 この規程において「特定鉱害復旧事業等」とは、特定鉱害復旧事業及び鉱害が生じている地域の整備に係る事業をいう。

3 この規程において「賠償義務者」とは、鉱業法（昭和25年法律第289号）第109条により鉱害を賠償する責に任ずべき者をいう。

第2章 特定鉱害復旧事業等の実施

(陥没等被害発生の連絡等)

第3条 公社は、市町から被害の連絡があった場合、申出者の氏名、住所、発生の日時、場所、被害物件、被害の規模とその状況、当面の応急措置（柵囲、注意標識、仮埋戻等）、緊急性の有無等について、九州経済産業局（以下「局」という。）及び佐賀県（以下「県」という。）に連絡するものとする。

2 公社は、市町に被害概要書（様式第1号）の提出を依頼し、その内容を確認後、局及び県にその写しを速やかに提出するものとする。

3 公社は、浅所陥没等の賠償義務者について局に確認し、必要に応じて資力調査の協力を局に依頼するものとする。

(緊急を要する被害の対応)

第4条 公社は、市町から前条の規定による被害の連絡により緊急を要すると認める場合、局に現地調査の立会を要請し実施するものとする。

2 公社は、局から現地調査の連絡があった場合、県及び市町に連絡するものとする。

3 公社は、市町から応急措置（柵囲、注意標識、仮埋戻等）が必要と要請があった場合及び現地調査の結果、応急措置が必要と認める場合、その実施を市町に依頼するものとする。

(緊急を要しない被害の対応)

第5条 公社は、局の現地調査が必要な場合、局に現地調査の立会を要請し実施するものとする。

2 公社は、局から現地調査の連絡があった場合、県及び市町に連絡するものとする。

(現地調査)

第6条 公社は、第3条又は第4条及び第5条の現地調査を実施する際に、局に協力を要請するとともに、県及び当該市町に立会を求め、4者合同の調査を実施できるよう留意するものとする。

2 公社は、現地調査の際に、次の(1)～(3)の事項について局と協議し、(4)及び(5)の事項を局に協力依頼するとともに、該当市町と連携し実施するものとする。

- (1)当該浅所陥没等の鉦害認否 (2)効用阻害の有無 (3)特定鉦害復旧工事の必要性及び緊急性
(4)賠償義務者の特定 (5)賠償義務者の資力確認(所在不分明、不存在を含む。)

(鉦害の確認)

第7条 公社は、局が行う坑内実測図等の確認及び現地調査等の結果、局から被害が浅所陥没等である旨の連絡があった場合、速やかに被害発生状況報告書（様式第2号）を局に提出する。

2 公社は、前項に基づき、局から浅所陥没等であるとの確認の通知があった場合、県及び市町にその旨を連絡するものとする。

(申出書の提出)

第8条 公社は、局から前条の確認の通知により、特定鉱害復旧事業の実施について、県及び市町と協議し必要と判断したものについては、市町を通じて、申出者に対し特定鉱害復旧事業申出書（以下「申出書」という。（様式第3号））を提出するよう連絡するものとする。

(施行依頼)

第9条 公社は、前条の規定により申出書の提出があったときは、市町等に特定鉱害復旧事業の施行を特定鉱害復旧事業施行依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

(支払決定の申請)

第10条 前条の規定による特定鉱害復旧事業施行依頼の通知を受けた者（以下「施行者」という。）は、特定鉱害復旧事業を実施する場合、特定鉱害復旧事業費支払申請書（以下「支払申請書」という。（様式第5号））を提出するものとする。

(支払決定の通知)

第11条 公社は、前条の支払申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定鉱害復旧事業費支払決定書（様式第6号）により施行者へ支払決定の通知をするものとする。

(支払変更決定の申請)

第12条 公社は、前条の規定による支払決定の通知を受けた施行者が、施行の方法その他の変更により前条の支払決定の額を変更しようとするときは、施行者に対し特定鉱害復旧事業費支払変更申請書（以下「支払変更申請書」という。（様式第7号））を提出させるものとする。

2 公社は、施行者に対し、入札差金の減額変更は、第15条の規定による特定鉱害復旧事業施行完了報告書提出時に関係書類を整理し提出させるものとする。

(支払変更決定の通知)

第13条 公社は、前条の規定による支払変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、施行者に対し特定鉱害復旧事業費支払変更決定書（様式第8号）により支払決定変更を通知するものとする。

(復旧事業の施行)

第14条 公社は、第11条または前条の規定による通知を受けた施行者に対し、遅滞なく施行者が定めている財務関係例規集等に基づき特定鉱害復旧事業を施行させるものとする。

(完了報告書の提出及び完了検査)

第15条 公社は、特定鉱害復旧事業が完了したときは、施行者から遅滞なく特定鉱害復旧事業施行完了報告書（様式第9号）を提出させるものとする。

2 公社は、前項の関係書類を審査し、完了を確認するものとし、必要に応じて県の協力を得、完了検査をするものとする。

(復旧事業費の確定通知)

第16条 公社は、特定鉱害復旧事業が特定鉱害復旧事業費支払申請書のとおり施行されていると認めるときは、特定鉱害復旧事業費確定通知書（様式第10号）により施行者に通知するものとする。

(支払請求書の提出及び支払い)

第17条 公社は、前条の規定による確定通知を受けた施行者に対し、特定鉱害復旧事業費支払請求書（様式第11号）を提出させるものとする。

2 公社は、特定鉱害復旧事業費支払請求書の提出があった場合、その内容を審査し、前条の規定による確定通知の内容と適合すると認めるときは、施行者に特定鉱害復旧事業費を支払うものとする。

(費用の求償)

第 18 条 公社は、特定鉱害復旧事業費の支払いをした後において賠償義務者が資力を有していること、又はその所在が判明したときは、その者に対してその資力を有する範囲内において費用の求償を行うことができるものとする。

(鉱害が生じている地域の整備に係る事業の取扱い)

第 19 条 鉱害が生じている地域の整備に係る事業は、年度毎の特定鉱害復旧事業等基金の運用益が特定鉱害復旧事業に要する経費を上回ることが明らかであることについて独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）理事長の承認を受けた場合に限り、当該運用益が当該経費を上回る額の範囲内において実施できるものとする。

2 鉱害が生じている地域の整備に係る事業の手続き等については、別途定める。

第 3 章 計画及び実績報告

(計画及び予算)

第 20 条 公社は、毎事業年度、特定鉱害復旧事業等基金の管理運営規程（2013 年(総務)業務規程第 18 号。以下「基金管理運営規程」という。）に基づき、特定鉱害復旧事業等基金管理運営計画書を機構に提出しなければならない。

2 公社は、前項の特定鉱害復旧事業等基金管理運営計画書の提出に当たっては、あらかじめ当該計画書（様式第 12 号）について県と協議するものとする。

(実績報告及び決算)

第 21 条 公社は、当該事業年度終了後 90 日以内に、基金管理運営規程に基づき、特定鉱害復旧事業等基金管理運営実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 公社は、前項の特定鉱害復旧事業等基金管理運営実績報告書の提出に当たっては、あらかじめ当該実績報告書（様式第 13 号）について県と協議するものとする。

第4章 特定鉱害復旧事業等基金

(基金の設置)

第22条 公社は、特定鉱害復旧事業等を実施するため、機構からの補助金及び県からの出資金をもって、特定鉱害復旧事業等基金（以下「基金」という。）を設けるものとする。

(基金の管理運用)

第23条 公社は、基金を基金管理運営規程に基づき、管理運用するものとする。

(基金の処分)

第24条 公社は、基金を処分又は担保に供してはならない。ただし、基金管理運営規程に基づき、機構理事長及び県知事の承認を得た上で基金の全部又は一部を処分することができるものとする。

(運用益金の使途制限等)

第25条 公社は、基金の運用から生ずる収益を、特定鉱害復旧事業等の実施に必要な経費以外にあててはならないものとする。

- 2 公社は、毎事業年度において前項の収益に剰余金が生じるときは、その全部又は一部を翌年度事業に繰り越すか又は基金に繰り入れるものとする。
- 3 公社は、基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上し整理するものとする。

(監査)

第26条 この基金は、定款第43条に規定する監査を受けるものとする。

第5章 その他

(補則)

第27条 公社理事長は、この規程に定めるほか、事業の実施に関して必要な事項を別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行するものとする。

改正 平成15年4月1日

改正 平成19年6月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成29年11月22日

改正 令和元年10月1日

改正 令和5年4月1日

改正 令和7年11月20日